

資 循 第 1146 号  
令和 2 年 4 月 15 日

関係団体の長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出について（通知）

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項により、産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者は、事業場ごとに、毎年 6 月 30 日までに、前年度 1 年間における交付状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告する必要があります。

本年度においては、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに交付したマニフェストの実績を、2020 年 6 月 30 日までに報告することになります。

つきましては、別添のチラシを御活用いただき、貴会会員及び関係排出事業者への周知について、御協力をお願いします。

なお、チラシは当課ホームページにも掲載しておりますので、適宜印刷して御利用ください。

■産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

問合せ先  
指導グループ 鈴木  
電 話 (045)210-4159  
メール haiki-kouiki.4154-6@pref.kanagawa.jp